

ふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱第4条第3項の規定に基づく適用基準

(平成30年1月19日市長決裁)

(令和元年7月4日最終改正)

- 1 この基準は、ふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱第4条第3項の規定に基づき、解体工事に係る最低制限価格を算定する際に適用する。
- 2 解体工事に係る最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった建設工事の設計額（消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。）に、次に掲げる算定方式によって得た額（算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の7.5を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
- 3 上記2の規定により得られた合計額が当該建設工事の予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、当該建設工事の予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。
- 4 この基準は、平成30年1月19日以降に公告する一般競争入札及び指名通知する指名競争入札より適用する。